○中部地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月一日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百二号　名古屋市港区金城ふ頭一丁目一番一地内　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月一日七時

○中部地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県木曽郡南木曽町読書三二三九番八四から同町読書三三〇七番二まで	前	一六・〇～三八・一メートル	〇〇・二〇八キロメートル
	後	三八・四二～五八・一三メートル	〇〇・二〇八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
甲賀市水口町泉字御玄堂六五三番一から同市水口町泉字念佛田六七一番一まで	前	二六・九～〇メートル	〇・〇四四キロメートル
	後	二六・九～〇メートル	〇・〇四四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○九州地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月一日　九州地方整備局長　小平田浩司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百三号　小城市小城町晴気字二本松二角九一九番一から同市小城町晴気字二本松二角九一八番二まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月一日

○北海道開発局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月一日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道夕張郡栗山町字旭台二三番八一から同町角田一三二番三まで	前	二二・三八～四九・七一メートル	〇〇・四四一キロメートル
	後	二〇・九一～三六・六〇メートル	〇〇・四四一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月一日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道斜里郡斜里町字川上一〇三番一から同町字川上一〇二番四まで	前	二二・〇〇～四二・九八メートル	〇〇・二七五キロメートル
	後	一二・〇〇～四六・五九メートル	〇〇・二七五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月一日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町野上一五〇番一地内	前	一六三・二四～一六五・三三メートル	〇〇・〇〇七キロメートル
	後	一六三・二四～一九六・一五メートル	〇〇・〇〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月一日　北海道開発局長　今　日出人

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百三十四号　北海道斜里郡斜里町字川上五七番一から同町字川上一〇二番四まで　北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年三月一日